

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6-6, 6-7 会議室

## ○議事日程

令和4年5月9日（月曜日）午前10時30分 開議

- (1) 議案第1号 農地利用最適化推進委員の辞任について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について

- (1) 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（17名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 臼田 正嗣 君	3 番 山田 彰 君
4 番 井上 正隆 君	6 番 伊藤 均 君	7 番 吉田 和子 君
8 番 玉田 和久 君	9 番 山田 タツエ 君	10 番 八代 治郎 君
11 番 足立 昌人 君	12 番 青山 雅紀 君	13 番 永田 千春 君
14 番 西田 耕三 君	15 番 西部 徹 君	16 番 長尾 始 君
17 番 野村 茂 君	18 番 日置 香 君	

## ○欠席委員（2名）

5 番 野田 卓志 君      19 番 田下 喜代 君

## ○委員以外の出席者

産業経済部長	武藤 好人 君	農業委員会事務局長	山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君	農業委員会事務局課長補佐	山田 牧広 君
上之保事務所課長補佐	鈴木 和志 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君
武儀事務所主任主査	河合 正樹 君		

午前10時00分開会

**○議長（野村茂君）**

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の過半数以上の出席をいただいておりますので本日の総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

9番 山田 タツエ委員、10番 八代委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 関市農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

**○事務局課長補佐（長谷部 香織君）**

議案第1号 関市農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について

松田 清委員より 提出された辞任願に対し 同意を求めます。

第2地区の委員である 松田委員から、令和4年4月27日付で本業の業務が多忙の為 推進委員の活動が難しいと言う事で辞任願が提出されました。

辞任する場合については、農業委員会の同意を得ることが必要となり、総会の議決が必要となります。以上、辞任願についてのご審議をお願いします。

**○議長（野村茂君）**

事務局の説明が終わりました。議案第1号について質疑のある委員さんは 挙手にて発言をお願いします

（挙手無し）

質疑も無いようですので、これより裁決いたします。議案第1号について原案のとおり 同意することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第1号の 関市農地利用最適化推進委員の辞任に対する同意について、原案のとおり承認することとします。

続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

**○事務局課長補佐（長谷部 香織君）**

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

議案は、2ページになります。

1番の案件

位置図は、1ページ。 現況写真は2ページになります。

申請地は、グリーンフィールド中池の南側 500m程に位置する農振農用地 区域内の田 1254番 外2筆 2,794㎡。

南側 620m程に位置する 農振農用地 区域内の田 1287番 1,548㎡。

南側 760m程に位置する 農振農用地 区域内の登記地目 田 現況地目 畑 1335番2 726㎡。

南側 420m程に位置する 農振農用地 区域内の登記地目 田 現況地目 畑 1303番 外1筆 286㎡。

東側 540m程に位置する 農振農用地 区域外の登記地目 田 現況地目 畑 2630番 76㎡。

8筆 合計 5,430㎡でございます。

申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は 該当農地を 後継者である息子に 贈与するというも

の。

譲受人は 父から贈与の申し出を受け、該当農地を 受贈するというもので ございます。

2番の案件

議案は、3 ページ。

位置図は、3 ページ。 現況写真は4 ページになります。

申請地は 千疋ふれあいセンターの南西 220 m程に位置する農振農用地 区域内の 田 307 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は 高齢になり 農地の管理が出来ないため、農業経営者へ譲渡したいと言うもの。

譲受人は 農業規模拡大のため 申請地を譲り受けたいと言うもので ございます。

申請地は 概ね 横幅が3.5 m程の細長い農地であるため、管理方法について確認した所、 稲作を行う との回答を頂いております。なお、稲作を行うとの事ですが、 取水口を確認したところ、北側水路の 西よりにある事を確認しましたが、本申請地に取水口は無く、 水を取り込むことは困難であるのではないかと考えます。

3番の案件

位置図は、5 ページ。 現況写真は6 ページになります。申請地は 武儀小学校の北東 180 m程に位置する農振農用地 区域内の 田 2筆 2,070 m<sup>2</sup>。申請の目的は、所有権移転でございます。

譲渡人は 高齢になり、農地の管理ができないため、農業経営者へ 譲渡したいと言うもの。

譲受人は 農業規模拡大のため 申請地を譲り受けたいと言うものでございます。

なお、譲受人には違反転用がありますが、是正する旨の誓約書が提出されておりません。

4番の案件

位置図は、7 ページ。 現況写真は8 ページになります。

申請地は 津保川中学校の南西 410 m程に位置する農振農用地 区域内の 田 495 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転でございます。

譲渡人は 遠隔地に居住しているので、営農者に申請地を売却したいと 言うもの。

譲受人は 農業規模拡大のため 申請地を譲り受けたいと言うもので ございます。

なお、譲受人には違反転用があり、令和元年10月3日付にて是正する旨の誓約書が提出されておりますが、本、申請時点におきまして 是正されておりません。

無断転用があった場合の基本方針として、 農地への原状回復の確認 又は 転用許可申請の受付をもって 当該3条の許可申請を受け付ける という取扱方針となっております。

これは、平成30年に岐阜県行政書士会 中濃支部長宛に違法状態の場合、速やかな(2か月以内)原状回復 又は転用許可申請を行う とする取扱について 通知すると共に、説明会を行っております。

5番の案件

議案は、4 ページ。位置図は、9 ページ。 現況写真は10 ページになります。

申請地は 名倉集会所の南 280 m程に位置する 農振農用地 区域内の 田 667 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転でございます。

譲渡人は 現在 遠方に居住していることから 継続しての営農が難しく、 営農規模を縮小したい と言うもの。

譲受人は 南側隣接地にて営農しており、申請地を取得して営農規模の拡大を行いたい と言うものでございます。

全ての申請地について、4月13日に現地確認をしたところ、農地であることを確認しております。

以上、所有権移転に関するもの 5件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、補足説明をいただく前に、伊藤委員さん、永田委員さん、西部委員さん、長尾委員さんから譲受人の営農状況についてご意見がありましたら、お伺いをいたします。ご発言をお願いします。

（挙手あり）

○議長（野村茂君）

伊藤委員さん

○6番（伊藤均君）

まずは、安田さんですけど、今までやってみえて息子がやるということで、名前を変えたいということで印鑑を押しました。

○議長（野村茂君）

問題ないということですね。

○6番（伊藤均君）

問題ありません。

○議長（野村茂君）

西部委員さん。

○15番（西部徹君）

4番の案件ですけども譲受人は農業に従事していないし、子供さんもみえないということで、この後どういうふうになるかちょっと問題みたいなところもありまして、ここをちょっとみんなで審議していただければと。

（挙手あり）

○議長（野村茂君）

はい、永田委員さん。

○13番（永田千春君）

はい、2番の案件ですが、先ほど事務局の方から説明があった通りでございますが現状は。実際には農業をやっている。また西側は転用の申請が出ているんですがナチュラル急送、その辺りは事務局の説明があった通りでございます。

○議長（野村茂君）

取水口が無いということですね。

はい、他の委員さんよろしいでしょうか。

はい、それではただ今ご発言いただきました件で、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

今発言していただいた順番と反対になりますが、永田委員さん、また事務局からも説明がありましたが、この案件につきましては取水口が無いということですのでこういった状況で3条の件をお認めするかということなのですが。

2番の案件について、ご意見を伺いたいと思います。

（挙手無し）

ご意見も無いようですので、事務局としてはどうですか。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

畑作なら可能ではないかなと思いますが、何回聞いても田んぼをやると答えられますので、ほんとに田んぼができるのか、そうではなく畑として管理していただいた方がいいのではないかという思いはあります。農地は農地ですのでどちらをとられてもよろしいかと思いますが、ただ隣につけられてそのうちに一体とならないかとその辺りを心配しております。

○議長（野村茂君）

ようするに、申請内容が畑に変わればそんなに問題ないということですね。

○議長（野村茂君）

農地で管理していただければ田であろうが畑であろうがいいんですが、ただ永田委員さんもいわれたようにナチュラル急送さんが隣の田んぼを除外してわざわざこの残った農地を分筆してやって前にナチュラル急送さんで転用されて、その残地の部分です。その分筆して切った残地ですので3年後くらいにはもしかしてナチュラル急送さんの一体型になるのではないかということも危惧しております。

○議長（野村茂君）

何かこの件についてご意見はございませんか。

（挙手無し）

○議長（野村茂君）

2番についてはあとから皆さんのご意見をお伺いします。

先ほどの西部さんの4番については譲受人には後継者が無いという心配をしてみえるのですが、この件についていかがでしょうか。

事務局よろしいですか。後継者が無いということですが、でも委託とかそういうことも出てくるのでその前にここで後継者あるないで判断できるのかというのはどうでしょうか。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

農地としてもらうのであれば自分が耕作をしていないと3条という形にはまはずはならないかとはおもいます。

○議長（野村茂君）

石丸さん現在営農もされていないという状況で後継者もいないという状況ですね。西部さんよろしかったでしょうか。

○15番（西部徹君）

はいそうです。農業規模を拡大と書いてある。そこらへんがちょっと。

（挙手あり）

○議長（野村茂君）

はい青山委員さん。

○12番（青山雅紀君）

これ現場の写真見るとね。これ農地やね。やってるよね。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

田んぼとしてやって見える形跡はしっかりありますがただ、誰がやっているかというまではちょっとわからないです。

○12番（青山雅紀君）

石丸さんが適格の農家と言ったらおかしいですけど、名義貸しでやって第三者かしらんやってみえる。写真で見る限りは、荒れ地ではないよ。トラクターで畦うったる。石丸さんが頼んでいるかはわからないけれど、そういう石丸さんは後継者がいないかもしれないけど、やってござるかも。社長で。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

石丸さん72ですのでまだあと少しは頑張っていただけかと思います。  
まだまだこれからです。

○議長（野村茂君）

営農する状況ではないと。石丸さん

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

いいえ、営農はやってみえます。

形上はやっている。ただ、実際にどうかって言われると、実際のことは今、西部委員がいわれた通りではないかと思いますが。

もしかしてすでにここを石丸さんが借りてやってみえるかもしれないです。

今名義を変えられただけかもしれないですけど。

○12番（青山雅紀君）

もうはや植わっとるよ。地域からいくと植わっとる。奥やもん、田んぼが。だから会社の社長さんやもんで、第三者従業員かそういう人に任せやっせるかわからんけど、後継者がいないからとそれはちょっとと思います。以上です。

○議長（野村茂君）

それでは、2番、4番については他にご意見ございませんか。

（挙手無し）

ご意見ございませんようですので、分けてお伺いします。

まず、2番について許可するというにお認めするというに賛成の方は挙手をお願いします。

（一部挙手）

4人ですか。

それでは4番について、申請の通り認めるということに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。

それでは4番は全員の賛同をいただきましたので認めるということになりますが、2番については、ご賛同が得られなかったんですけれど、保留ということで。

○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

そうですね、もう少し営農計画を出していただいたらどうでしょうかね。

○議長（野村茂君）

はい、事務局から説明がありましたように、営農計画を出していただいて、そして次回継続審議を図っていただく、保留とういことにしたいと思います。

それでは他の案件についてですが、1番、3番、5番について、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

それでは無いようですので、議案第2号の1番、3番、5番について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

それでは質疑も無いようですので議案第1号の1番、3番、5番について、許可することに異議の無

いは挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。

それでは、1番、3番、4番、5番の4件については許可することといたします。

第2号議案の2番について採決をいたしました結果、本日の出席委員さんは17名、その内私は採決に加わりませんので、16名中4名が賛成いただきました。よって過半数以上の賛成がございませんでしたので、保留ということで、また営農計画を出していただくということに決定をいたしました。

続きまして、議案第3号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。

議案は、5ページになります。

##### 1番の案件

位置図は、11ページ。現況写真は、12ページになります。

申請地は、富岡小学校の西 110m程に位置する 田 換地後の面積 2筆 1,601.34㎡。

農地の区分は 用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用目的は 共同住宅 です。

申請人は、高齢となり 継続しての耕作が難しくなってきた為、営農面積を縮小して、申請地にアパートを建築し、家賃収入を得たい と言うものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

なお、本案件は、1,000㎡ を超えているため、関市開発指導要綱 に基づく 開発協議の承認が

必要であります。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

#### ○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第3号について、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(挙手無し)

ございませんようですので、議案第3号について、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

質疑も無いようですので、これより裁決します。

議案第3号の1件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

はいありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第3号の1件について、原案のとおり 岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

#### ○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。  
議案は、6ページ からになります。

#### 1番の案件

位置図は、13ページ。 現況写真は14ページになります。  
申請地は、富岡小学校の南90m程に位置する登記地目 田、現況地目 雑種地換地後の面積  
4筆 499㎡。  
農地の区分は 用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。  
転用の目的は、宅地分譲 でございます。  
譲渡人は まとまったお金が必要となり、譲受人の申し出により譲ることにした というもの。  
譲受人は 不動産業を営んでおり、申請地が小学校にも近く宅地として 需要が見込まれる事から  
申請地を譲り受け、宅地分譲をする というものでございます。  
4月13日に 現地を確認したところ、すでに雑種地 となっています。  
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

#### 2番の案件

位置図は、15ページ。 現況写真は16ページになります。  
申請地は 東新公民センターの南西 270m程に位置する田 830㎡。  
農地の区分は 用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。  
転用の目的は、分譲住宅 でございます。  
譲渡人は 譲受人の要望により 土地を売却したい というもの  
譲受人は 申請地の近隣に住宅及び公共施設等があり、建売分譲地に適しているため この土地  
を購入して 建売分譲する というものでございます。  
4月13日に現地を確認したところ、田で農地性あり と確認しています。  
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

#### 3番の案件

議案は、7ページ。  
位置図は、17ページ。 現況写真は18ページになります。  
申請地は、東新公民センターの南東 110m程に位置する田 2筆 940㎡。  
農地の区分は 用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。  
転用の目的は、宅地分譲 でございます。  
譲渡人は 周辺が住宅化してきた事から 本申請地を農地として維持する事が困難になってきた為  
譲り渡す というもの。  
譲受人は 本申請地が 交通の便が良く、日用品等を購入できる店舗が近くにあるなど、宅地  
分譲として最適な場所であると考え、申請する というもの でございます。  
4月13日に現地を確認したところ、田で農地性あり と確認しております。  
申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

#### 4番の案件

位置図は、19ページ。 現況写真は20ページになります。  
申請地は 田原小学校の北 420m程に位置する 畑 333㎡。  
農地の区分は 水管、下水道管が整備された 道路の沿道で申請地から 概ね500m以内に2つ  
の教育施設がある為第3種農地と判断します。  
転用の目的は 一般個人住宅 でございます。  
譲渡人は 仕事が忙しく、農業をすることが困難になってきた為、譲受人の要望に応える という  
もの。  
譲受人は 申請地を買い受け 住宅を建築し、移住する というもので ございます。



4月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

#### 5番の案件

位置図は、21ページ。現況写真は22ページになります。申請地は 中公民センターの西 530m 程に位置する畑 999㎡。農地の区分は 用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設 でございます。賃貸人は 賃借人の申し出に応じる というもの。賃借人は 環境問題への取り組みの一環として工場内で使用する電力を 太陽光発電により 賄うことにした為、申請地を 借り受ける というものでございます。4月13日に 現地を確認した所、畑 で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

#### 6番の案件

議案は、8ページ位置図は、23ページ。現況写真は24ページになります。申請地は 東本郷公民センターの南東 70m 程に位置する田 3筆 1,957㎡。畑 2筆 221㎡。5筆合計 2,178㎡。農地の区分は 用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲 でございます。譲渡人は、高齢や、生活面の理由で 本申請地において耕作が困難であるため、譲受人の要望に応え 売却し、生活資金に充てたい というもの。譲受人は、不動産業を営んでおり、本申請地を住宅用の宅地として 造成、分譲し、販売したい というものでございます。4月13日に 現地を確認したところ、畑で 農地性ありと確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。なお、本案件は、1,000㎡ を超えているため、関市開発指導要綱 に基づく 開発協議の 承認が必要であります。

#### 7番の案件

議案は、9ページ 位置図は、25ページ。現況写真は26ページになります。申請地は、東本郷公民センターの南 120m程に位置する 畑 137㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅（家庭菜園） です。譲渡人は 本申請地を相続により取得したが、生活面で多忙であるため、耕作が困難であり、売却して生活資金に充てたい というもの。譲受人は、本申請地の南側に自宅を構えており、本申請地を 家庭菜園として 利用することで、より良い生活環境が期待できるために 購入したいと 言うものでございます。4月13日に 現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

#### 8番の案件

位置図は、27ページ。現況写真は28ページになります。申請地は、関警察署の北東 490m程に位置する 田 363㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 です。使用借人は 現在、社宅に住んでいるが、子どもが生まれ手狭になってきた事や 子供の就園・就学などの将来の事や、妻の母親が高齢になってきた事もあり 将来の事を考え、妻の母親が所有する 申請地に住宅を建築したいと 言うもの。使用借人は 使用借人の要望により 申請地を貸す というものでございます。4月13日に現地を確認したところ、田で 農地性有りと確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

#### 9番の案件

位置図は、29ページ。現況写真は30ページになります。

申請地は、関警察署の東500m程に位置する登記地目 山林 現況地目 畑 426㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅（車庫・倉庫・トレーニングルーム）です。

譲渡人は、相続により土地を取得したが、県外に住んでおり申請地を管理できない為、譲受人の要望により売却すると言うもの。

譲受人は、申請地を買い受け、体力づくりのためのジム機器を置く トレーニングルーム、好きな車を保管する車庫、自宅の暖炉用の薪を保管する 倉庫などを備えた 趣味のための建物を建築すると言うもので ございます。4月13日に 現地を確認したところ、畑で 農地性有り と確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

#### 10番の案件

議案は10ページ 位置図は、31ページ。現況写真は32ページになります。

申請地は、小瀬南公民センターの西140m程に位置する登記地目 田 現況地目 雑種地 477㎡。登記地目 畑 現況地目 雑種地 3筆合計 1,199㎡。4筆合計 1,676㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する 10ha未滿の農地の区域内であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、宗教施設 です。

譲渡人は、多忙であることや、遠方に居住している事から、耕作や手入れが困難であるため、譲受人の要望に応えるものです。

譲受人は、従来の施設の火災により、新施設への建て替えと広い駐車場の確保が必要となり、本申請地に宗教施設を建設したいと言うものでございます。

4月13日に現地を確認したところ、すでに雑種地となっており始末書が添付されております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

なお、本案件は 1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく 開発協議の承認が必要であります。

#### 11番の案件

議案は11ページ

位置図は、33ページ。現況写真は34ページになります。

申請地は、関警察署の西350mに位置する登記地目 田 現況地目 畑 2筆合計313㎡。

農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅 です。

譲渡人は、本申請地を相続により取得したが、農地を管理することが困難であり、申請地を売却して 生活資金に充てたいと言うもの。

譲受人は、今般独立して自分の家を持ちたいと思い、住宅地となる土地を探していたところ、本申請地を売却したい旨であることを知り、この申請地を購入し、自宅を構えたいと言うもので ございます。

4月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り と確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

#### 12番の案件

位置図は、35ページ。現況写真は36ページになります。

申請地は、金竜小学校の北西210m程に位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 264㎡。

農地の区分は、水管、下水道管、が整備された道路の沿道で申請地から 概ね500m以内に1つの教育施設、1つの医療施設があるため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅 です。

譲渡人は、本申請地を相続により取得したが、住所が遠方で農地の管理が困難であり、売却して生活資金に充てたいと言うもの。

譲受人は、現在マンション住まいであるが、今般独立して自分の家を持ちたいと思い、申請地を購入し、自宅を構えたいと言うものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、すでに雑種地となっております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

なお、事変1番と同時許可案件です。

#### 13番の案件

位置図は、37ページ。現況写真は38ページになります。

申請地は 船山集会場の南東 330m程に位置する登記地目 田 現況地目 畑 91㎡。

登記地目 畑 219㎡。 2筆合計 310㎡。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地等の為、第2種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅(庭) でございます。

譲渡人は、高齢となり申請地の維持管理に困窮していたところ、譲受人からの要望により譲り渡すと言うもの。

譲受人は 申請地に隣接する住宅に移住し、本申請地を住宅の庭として 利用すると言うものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、畑で 農地性ありと確認しています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がない為、転用はやむを得ないものと判断します。

なお、事変2番と同時許可案件です。

#### 14番の案件

議案は12ページ。

位置図は、39ページ。現況写真は40ページになります。

申請地は、洞公民館の北 1, 290m に位置する登記地目 畑 現況地目 境内地

4筆合計 1, 803㎡。農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地等の為、第2種農地と判断します。

転用の目的は、境内地 でございます。

譲渡人は、現在の土地を相続する以前より 申請地は境内地として 利用されていた為、寄付すると言うもの。

譲受人は 今後も境内地として利用したいと 言うものでございます。

4月13日に現地確認をしたところ、お寺が建立された昭和29年1月19日頃から 境内地として利用されていたと言う理由書が添付されております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がない為、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの12件、使用貸借権設定に関するもの1件、賃貸借権設定に関するもの1件 合計14件につきまして、ご審議をお願いいたします。

#### ○議長(野村茂君)

事務局の説明が終わりました。議案第4号について、補足説明のある

委員さんは挙手にて、発言をお願いします。

(挙手無し)

ございませんようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(挙手無し)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の14件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

はいありがとうございました。全員の挙手をいただきました。

議案第4号の14件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について を、議題とします。事務局の説明をお願いします。

#### ○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、13ページになります。

##### 1番の案件

位置図は、41ページ。現況写真は42ページになります。

申請地は、金竜小学校の北西 210m程に位置する登記地目 田 現況地目 雑種地 264㎡。

変更内容は、転用事業者の変更です。

当初事業計画者は、平成10年4月27日に一般個人住宅として5条許可を得て、造成・埋め立て工事を行いました。資金面の都合により、住宅建設を中止しており、計画がとん挫してました。

今回、継承者が本申請地を一般個人住宅建設の為に購入したく、申請地を転用したいと言うものでございます。

##### 2番の案件

位置図は、43ページ。現況写真は44ページになります。

申請地は 船山集会場の南東 330m程に位置する 登記地目 田 現況地目 畑 91㎡。

登記地目 畑 219㎡。 2筆合計 310㎡。

変更内容は、転用事業者 と 転用目的の変更です。

当初事業計画者は、作業所及び物置を建築する目的で土地を取得したが、都合により計画が とん挫していたところ、承者から、要望があり、土地を売り渡すと 言うもの。

継承者は、隣接する住宅に移住するため、庭として利用するもので ございます。

以上、2件について、ご審議をお願いします。

#### ○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第5号について、補足説明のある委員さんは 挙手にて、発言をお願いします。

(挙手無し)

ございませんようですので、議案第5号について、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号の2件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の承認についてを、議題とします。

事務局の説明を求めます。

#### ○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

議案第6号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められましたので、意見を求めます。

議案は、14ページ、15ページ になります。

賃貸借権設定に関するものについて、更新が 3筆 5,014㎡。

新規が 19筆 23,032㎡。

地区は、武芸川、戸田、上白金、下白金の 4地区です。

権利の設定を受けるものは 一般社団法人 岐阜県農畜産公社 外 でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

#### ○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（挙手無し）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに

異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第6号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を 議題とします。

事務局の説明を求めます。

#### ○事務局課長補佐（長谷部 香織君）

報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

農地法第18条第6項の規定による届出について、賃貸借設定した土地の 合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。議案は 16ページになります。

1番の案件

届出地は、 下有知 地内の 田 825㎡。

賃借人は、 八代 治郎 です。合意解約成立日は、令和4年4月11日です。

ありがとうございました。本日の審議はすべて終わりました。

午前11時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

\_\_\_\_\_ (印)

9番

\_\_\_\_\_ (印)

10番

\_\_\_\_\_ (印)